

市報第18号

平成21年度横浜市一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告

平成21年度横浜市一般会計補正予算（第6号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成21年9月28日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文子

## 平成21年度横浜市一般会計補正予算（第6号）

平成21年度横浜市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,443,505,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款      | 項     | 補正前の額                | 補正額                  | 計                    |
|--------|-------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 21 繰越金 |       | 72,482 <sup>千円</sup> | 17,468 <sup>千円</sup> | 89,950 <sup>千円</sup> |
|        | 1 繰越金 | 72,482               | 17,468               | 89,950               |
| 歳入合計   |       | 1,443,488,342        | 17,468               | 1,443,505,810        |

## 歳 出

| 款     | 項     | 補正前の額                    | 補正額                  | 計                        |
|-------|-------|--------------------------|----------------------|--------------------------|
| 2 総務費 |       | 98,065,762 <sup>千円</sup> | 17,468 <sup>千円</sup> | 98,083,230 <sup>千円</sup> |
|       | 7 選挙費 | 3,514,694                | 17,468               | 3,532,162                |
| 歳出合計  |       | 1,443,488,342            | 17,468               | 1,443,505,810            |

参 考

地 方 自 治 法 (抜粋)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。